

72 修業年限臨時短縮に関する件に付東京高等師範学校等へ
通牒
〔昭和十六年十一月〕

(注記 3)
 発普二六六号 定決十一月四日 文書課長
 裁
 昭和十六年十月二十八日起案
 (注記 4)
 (注記 1)
 送 11月4日 起案者
 発 (注記 2)
 横島 (印)

師範教育課長 (稻田) (印)
 理事官 (乙黒) (印)
 (近藤) (印)
 次官 (薦池) (印)
 普通学務局長 (中野) (印)
 会計課長 (柴沼) (印)
 (有光) (印)
 文書課長 (金丸) (印)
 (小林) (伊藤) (大野) (白方)
 監査掛 (稻田) (印)
 (印)

案
年 月 日
局長

東京高等師範學校長
東京女子高等師範學校長
宛

修業年限臨時短縮二閑スル件

現下ノ時局ニ鑑ミ教育上ノ緊要ナル措置トシテ昭和十六年十月
十六日文部省令第七十九号ヲ以テ高等師範学校及女子高等師範
学校ノ修業年限ヲ臨時短縮スルコトト相成タルニ付テハ左記事
項了承ノ上〔昭和十六年度ノ卒業等可〕〔可〕然御取扱相成度此段
〔株消〕〔加筆〕

依命通牒ス

記

一、卒業試験等ノ取扱

1. 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ本年十二月ニ卒業試験ヲ受クルコト能ハザル生徒〔並ニ〕〔及〕受験セルモ不合格トナリタル者ニ対シテハ昭和十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

2. 卒業式ハ昭和十六年十二月二十日以後ニ於テ之ヲ行フコト

ト

二、臨時補習科ノ設置

本年度卒業者中大学入学志願者及未就職者ニ対シ〔テ〕左記要領ニ依リ臨時補習科ヲ設クルコト

1. 名称 ○○〔女子〕高等師範学校臨時補習科

2. 期間 昭和十七年一月ヨリ三月迄

3. 収容資格 本年度卒業者中大学学部入学志願者及未就職者

4. 学習内容 補習授業、勤労作業等ヲ課シ、其ノ課程ハ各学校ニ於テ之ヲ定ムルコト

5. 修了証書 修了者ニ対シ修了証書ヲ交付スルコト

6. 臨時補習科生徒ニ対シテハ現在ノ予算ノ範囲内ニ於テ学資ヲ支給シ差支ナキコト

7. 本件ニ關スル學則ハ本省ノ認可ヲ受クルコト

三、大学ニ入学ヲ志望シタル者ニ付テハ其ノ志願者、入学者及不格者ノ氏名、出身学科名ヲ入学者決定後直ニ本省ニ報告スルコト

四、〔第二項ニ掲グルモノノ外〕修業年限臨時短縮ニ伴フ〔臨時〕
〔抹消〕

〔加筆〕〔臨時〕學則〔ノ〕〔抹消〕〔ノ〕〔变更〕ハ直ニ本省ニ開申スルコト
五、昭和十七年度ノ卒業〔加筆・抹消〕期ハ昭和十七年九月〔下〕〔二〕〔抹消〕〔加筆〕
シ〔テ〕卒業者ノ配當ハ卒業後直ニ之ヲ行フ〔モノトス〕〔予定ナルコト〕

〔以下参照〕 昭和十六年十月八日
〔加筆〕 文部省専門學務局長 永井 浩

専門學校長宛

卒業期線上実施ニ關シ留意方ノ件

九月六日付發專一七七号ヲ以テ卒業期線上ノ件御内報致シタル處右線上実施ニ伴ヒ留意ヲ要スベキ左記事項一應内定シタルヲ以テ御了知ノ上之ガ準備ニ遺憾無キヲ期セラル様致度此段及御内報候

追而 本件ニ關シテモ正式決定ノ上何分ノ指示可有之ニ付御

含相成度

記

一、教授時數（講義、実習実驗）ノ取扱ニ關スルコト

最終學年生徒ニ対スル授業ハ左ノ方法ニ依リ実施スルモノ

トス

（一）第二学期（自九月至十二月）中ニ本學年度ノ授業ヲ完結

スル為教材ノ取捨繁簡宜シキヲ得教授効果ノ完璧ヲ期ス

ベキコト

（二）毎週教授時數ハ五時間ヲ標準トシ増加シ得ルコト

（三）特ニ専門學科目ニ付テハ本學年度ノ授業ヲ完結スル様留

意スルコト

度此段依命通牒ス

記

- (四) 卒業試験等ノ取扱ニ付テハ追テ通牒ノ予定
二、卒業セシムベキ時期ニ関スルコト

十二月二十六日ヨリ十二月二十八日ノ間ニ卒業式ヲ行フコト

- 三、入学者ノ選抜ニ関スルコト

入学者ノ選抜ハ三月中ニ行フ予定ナルモ其ノ期日等ニ付テ

- ハ追テ通牒ノ予定

- 四、本科以外予科、別科、研究科等ノ取扱ニ関スルコト

修業年限二年以下ノ予科、別科、研究科等ハ繰上ヲ為サザ

- ルコト

- 五、就職等ニ要スル卒業証書記載方ニ関スルコト

「昭和十六年十二月繰上卒業ノ見込」ト記載スルコト

発専一九五号

昭和十六年十月十六日

文部省専門学務局長 永井 浩

- (二) 教授、卒業試験等ノ取扱

1. 教授時数(講義、実験、実習)ノ取扱ニ関シテハ本年十月八日付専門学務局長内報ニ依ルコト

2. 休講ヲ抑止スルコトニ努ムルコト止ムヲ得ザル場合ハ代講又ハ時間割ノ転換ヲ行フコト

3. 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ卒業試験ヲ受クルコト能ハザル生徒ハ事前ニ届出デシメ其ノ病氣ノ場合ハ校医又ハ学校指定ノ医師ノ診断書ヲ其ノ他ノ場合ハ詳細ナル事由書ヲ添付セシムルコト

4. 前号ノ生徒及受験セルモ不合格トナリタルモノニ対シテハ十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

5. 第三号ノ手続ヲ為サズ卒業試験ニ欠席シタル生徒ニ対シテハ情状ヲ精査シ事情ニ依リテハ嚴重ナル処分

(一) 昭和十六年文部省令第七十九号〔第一条及〔第二条ニ依リ〕本科並ニ修業年限三年以上ノ研究科及別科ノ〕〔ル〕
〔抹消〕
卒業期ハ〔昭和〕十六年十二月ト〔シ左ノモノニ付テモ右ニ準ジテ取扱フコト(但シ女子歯科医学専門学校ニ付テハ別ニ指示ス)〕〔スルコト〕
〔抹消〕
〔1. 本科及研究科ヲ以テ一課程トスル研究科〕
〔2. 修業年限二年ノ別科ニシテ特ニ本省ノ指示スルモノ〕

)

ヲ為スコト

6. 卒業式ハ十六年十二月二十六日ヨリ同二十八日迄ノ
間ニ於テ之ヲ行フコト

二、入学ノ取扱

(一)十七年四月ニ入学セシムベキ生徒ノ入学試験ハ十七年三月三十日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト

(二)各専門学校ニ於テハ入学願書提出期日、入学試験期日、入学試験ノ方法等ヲ決定シタル時ハ直ニ本省ニ報告スルコト 但シ帝国大学及官立大学臨時附属医学専門部ノ入学試験期日ハ十七年三月八日ヨリトシ詳細ハ追而通知スルコト

(三)入学者ヲ決定シタル時ハ学科又ハ分科別ニ生徒定員及入学者数ヲ本省ニ報告スルコト

三、専門学校卒業者ノ大学入学ノ取扱

(一)十七年四月大学学部ニ入学セシムベキ学生ハ十七年三月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト

(二)専門学校(之ニ準ズルモノヲ含ム)卒業者ニシテ大学学部ニ入学志望セントスル者ノ取扱ハ本年十月十六日付専一九四号ニ依ルコト

(三)大学入学試験期日

1. 帝国大学及官立大学

第一次	入学願書提出期日	入学試験期日	入学者発表期日
十七年一月卅一日迄		十七年三月一日ヨリ	十七年三月七日迄

^(加筆)
〔X〕

2. 公私立大学学部ノ入学試験期日等ハ夫々ノ大学ヨリ

報告アリ次第本省ヨリ通知スルコト

3. 大学入学志望者ニ対シテハ大学、学部、学科ノ選択

等ニ付十分ナル指導ヲ為スコト

四、臨時補習科ノ設置

各専門学校ニ於テハ本年度卒業者中ニ大学入学志望者アリタル時ハ左ノ要項ニ依リ臨時補習ヲ設ケルコト

(一)名 称 ○○専門学校臨時補習科

(二)期 日 昭和十七年一月乃至三月

(三)取容資格 本年度卒業者中大学学部入学志望者ノ全部

(四)学習内容 補習授業、勤労作業等ヲ課ス其ノ課程ハ各

(五)授業料 学校ニ於テ之ヲ定ムルコト
本科授業料年額ノ十二分ノ三以内ヲ徴収ス

第二次	十七年三月十五日迄	十七年三月十七日ヨリ	十七年三月廿一日迄
第三次	十七年三月廿五日迄	十七年三月廿六日ヨリ	十七年三月卅一日迄

ルヲ得ルコト 但シ十六年度本科授業料全

額ヲ徵収シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(六)修了証書 修了者ニ対シ修了証書ヲ交付スルコト

(七)本件ニ関スル学則ハ本省ノ認可ヲ受クルコト

五、昭和十七年度授業開始

(一)十七年三月二十一日迄ニ入学者ノ発表ヲ終リタル学校ニ

於テハ必ズ十七年四月一日ヨリ授業ヲ開始スルコト

(二)十七年三月二十二日以後ニ於テ入学者ノ発表ヲ為シタル

学校ニ於テハ必ズ十七年四月五日迄ニ授業ヲ開始スルコ

ト

六、本件ニ關シテハ貴校限り臨時学則（学期、休業日、学科目、

学科課程、卒業等ニ関スル事項但シ授業料ニ付テハ別途通
牒ス）ヲ定メ別ニ本省ノ認可ヲ受クルヲ要セズ 但シ右臨

時学則ハ直ニ本省ニ開申スルコト

尚臨時補習科ハ第四項ニ依リ認可ヲ受クルコト

発専一九五号

昭和十六年十月十六日

〔写〕文部省専門學務局長 永井 浩

大学長宛

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル

件

現下ノ時局ニ鑑ミ教育上ノ緊要ナル措置トシテ大学学部等ノ在
学年限又ハ修業年限ヲ臨時短縮スルコトト相成タル処本月十六

日勅令第九百二十四号及文部省令第七十九号ヲ以テ関係法令公
布相成タルニ付テハ十分之ガ趣旨ヲ了承ノ上昭和十六年度ノ卒
業及昭和十七年度ノ入学等ノ取扱方左記ニ依リ施行相成度此段
依命通牒ス

記

一、教授、卒業試験等ノ取扱

(一)教授時数（講義、実験、実習）ノ取扱ニ關シテハ本年十
月八日付専門學務局長内報ニ依ルコト

(二)休講ヲ抑止スルニ努ムルコト止ムヲ得ザル場合ハ代講又
ハ時間割ノ転換ヲ行フコト

(三)病氣其ノ他ノ事故ニ依リ卒業試験ヲ受クルコト能ハザル
学生ハ事前ニ届出デシメ其ノ病氣ノ場合ハ校医又ハ學校
指定ノ医師ノ診断書ヲ其ノ他ノ場合ハ詳細ナル事由書ヲ
添付セシムルコト

(四)前号ノ学生及受験セルモ不合格トナリタルモノニ対シテ
ハ十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

(五)第三号ノ手続ヲ為サズ卒業試験ニ欠席シタル学生ニ対シ
テハ情状ヲ精査シ事情ニ依リテハ嚴重ナル処分ヲ為スコ
ト

(六)単位制ヲ採ル学部（又ハ学科）ニ在リテハ最少在学年数
ヲ超エ在学スル学生ニ対シ積極的ニ卒業試験ヲ受験セシ
メ必ズ本年度卒業スル様勧奨スルコト

(七)卒業式ハ十六年一二月二十六日ヨリ同二十八日迄ノ間ニ
於テ之ヲ行フコト

(八)予科最終学年生徒ニ対スル授業ハ例年通トスルコト

二、学部及予科ノ入学ノ取扱

(一)十七年四月ニ入学セシムベキ学部学生及予科生徒ノ入学試験ハ十七年三月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク

実施スルコト

(二)帝国大学及官立大学学部ノ入学ノ取扱

1. 入学試験期日

	入学願書提出期日	入学試験期日	入学者発表期日
第一次	十七年一月卅一日迄	十七年三月一日ヨリ	十七年三月七日迄
第二次	十七年三月十五日迄	十七年三月十七日ヨリ	十七年三月廿一日迄
第三次	十七年三月廿五日迄	十七年三月廿六日ヨリ	十七年三月卅一日迄

〔加筆〕第一次試験ノ入学者発表期日ガ所定ノ期日ニ行ヒ難キ見

込アルトキハ本省ニ協議ノ上入学試験期日ヲ幾分繰上ク
ルヲ得ルコト

2. 各大学ニ於テハ学部、学科別募集人員ヲ第一次試験乃至第三次試験共決定次第直ニ各高等学校（之ニ準ズルモノヲ含ム）ニ速報スルコト関係ノ専門学校ニ対シ

第二次試験以下ニ付速報スルコト右ニ同ジ

3. 高等学校卒業者ノ入学願書ハ例年通出身学校ヲ經由セシムルコト但シ第二次試験以下ノ入学願書ハ志望者ヨリ直接大学ニ提出セシメ願書ニ添付スベキ必要書類ハ志望者ニ於テ出身学校ニ連絡シ出身学校ヨリ大学宛急送スルコト

4. 専門学校及実業専門学校（之ニ準ズルモノヲ含ム）

卒業者ノ大学学部入学志望ノ取扱ハ第二次試験以下トシ第二次試験ノ入学願書ハ出身学校ヲ經由セシムルコト但シ第三次試験ニ付テハ前号但書ニ準ズ

尚右入学願書ノ出身学校経由ハ前年度以前ノ卒業者ニ付テハ之ヲ省略スルコト

5. 第一次学生募集ニ於テ定員ヲ超過セザル場合ニハ志望者全部ヲ入学セシメ更ニ第二次、第三次ノ学生募集ヲ行ヒ必ズ定員全部ヲ充タスコト

6. 入学者ヲ決定シタルトキハ第一次乃至第三次共其ノ氏名ヲ出身学校ニ速報スルコト

7. 大学学部入学試験科目ハ十七年二月二十日ヲ期シ各高等学校ニ於テ発表セシムベキヲ以テ十七年二月十八日迄ニ前年ノ例ニ依リ各高等学校ニ通知スルコト 同時ニ本省ニモ報告スルコト但シ入学試験期日ヲ繰上げタル大学学部アリタル時ハ本省ヨリ右期日ノ変更ニ付通牒スルコトアルベシ

8. 予科ノ入学者考查期日等ハ本省ニ協議ノ上決定スルコト

〔加筆〕9. 文理科大学ノ入学志望者ニ付テハ本省ニ協議ノ上決定期日、定スルコト

〔加筆〕(二)〔三〕公私立ノ大学ニ於テハ学部及予科ノ入学願書提出期日、入学試験期日、入学試験ノ方法等ヲ決定シタル時ハ直ニ本省ニ報告スルコト 但シ学部入学願書ノ提出方法ハ前

項第四号ニ準ズ

(四) 入学者ヲ決定シタル時ハ学部、学科又ハ予科ノ分科別ニ

学生生徒定員及入学者数ヲ直ニ本省ニ報告スルコト

三、昭和十七年度授業開始

(一) 十七年三月二十一日迄ニ入学者ノ発表ヲ終リタル学部

(学科又ハ予科)ニ於テハ必ズ十七年四月一日ヨリ授業ヲ開始スルコト

(二) 十七年三月二十二日以後ニ於テ入学者ノ発表ヲ為シタル

学部(学科又ハ予科)ニ於テハ必ズ十七年四月五日迄ニ

授業ヲ開始スルコト

四、本件ニ関シテハ貴学限り臨時学則(学期、休業日、学科目、学科課程、卒業等ニ關スル事項但シ授業料ニ付テハ別ニ通牒ス)ヲ定メ実施シ別ニ本省ノ認可ヲ受クルヲ要セズ但シ右臨時学則ハ直ニ本省ニ開申スルコト

発專一九四号

昭和十六年十月十六日

文部省専門學務局長 永井 浩

大學長宛

実業学校卒業者及専門学校、実業専門学校等卒業者ノ

上級学校進學ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ予而実業学校卒業者及実業専門学校卒業者ニ付テハ今後當分配意相煩ハシ居リタル処現下ノ時局ニ鑑ミ一般ノ専門学校卒業者ニ在リテモ同様ノ趣旨ヲ以テ取扱フ様致度ニ付テハ今後當分

ノ内左記要項ニ依リ実施相成度此段依命通牒ス

追而本通牒ハ一昨年十一月十七日附發実九四号及昨年十二月九日附發実一〇四号通牒二代ルベキモノナルニ付為念申添フ

記

一、実業学校卒業者ノ大学予科進學ノ取扱

(一) 実業学校卒業者ノ大学予科入学志望ノ際ハ當該出身學校長ノ推薦書ヲ添付セシムルコトトシタルヲ以テ右推薦書ノ添付ナキ入学願書ハ之ヲ受理セザルコト

(二) 大学予科ニ於テ実業学校卒業者ノ入学ヲ許可シ得ル數ハ左ノ割合ヲ超過セザル範囲ニ止ムルコト

昭和十二年度以降五ヶ年間ニ於テ毎年度入学ヲ許可シタル生徒全數ニ対スル実業学校卒業者ニシテ入学ヲ許可シタルモノノ割合ノ五ヶ年平均但シ創設以来五ヶ年ヲ経過セザル予科ハ其ノ経過セル年数ニ依リ右ニ準ジタル割合

二、専門学校及実業専門学校等卒業者ノ大学々部進學ノ取扱

(一) 専門学校及実業専門学校卒業者ニシテ大学学部入学志望ノ際ハ當該出身學校長ノ推薦書ヲ添付セシムルコトシリタルヲ以テ右推薦書ノ添付ナキ入学願書ハ之ヲ受理セザルコト 但シ前年度以前ノ専門学校卒業者並ニ女子専門学校卒業者ニ付テハ推薦書ハ之ヲ要セズ

(二) 大学学部ニ於テ専門学校及実業専門学校卒業者ノ入学ヲ許可シ得ル數ハ左ノ割合ヲ超過セザル範囲ニ止ムルコト 昭和十二年度以降五ヶ年間ニ於テ毎年度入学ヲ許可

シタル学生全数ニ対スル専門学校及実業専門学校卒業者ニシテ入学ヲ許可シタルモノノ割合ノ五ヶ年平均

尚前記期間ニ於テ実績ナキ大学学部ニ在リテハ本省ニ協議ノ上其ノ割合ヲ決定スルコト

(三)大学学部ニ於テ専門学校及実業専門学校卒業者ヲ入学セシメ得ルハ当該大学予科修了者、高等学校高等科(之二準ズルモノヲ含ム)卒業者ヲ入学セシメ仍定員ニ余裕アル場合ニ限り且前号ノ大学々部入学許可員数ノ範囲内ナルコト

(四)高等師範学校、女子高等師範学校及実業学校教員養成所卒業者ノ上級学校進学ニ付テハ専門学校ニ準ジ之ガ取扱ヲナスコト

但シ〔(一)文理科大学ニ付テハ本省ニ協議ノ上別ニ之ガ取扱ヲ定ムルモノトス〕

(一)内ハ文理科大学宛ノミ

〔写筆〕
〔加筆〕

発専一九五号
昭和十六年十月十六日

文部次官 菊池 豊三郎

一、高等学校入学考查

(一)十七年四月入学セシムベキ高等科生徒ハ十七年三月三十

一日迄ニ之ガ決定ヲ終ルモノトス

1. 入学願書提出期日 十七年一月十六日ヨリ同月三

各地長官宛

昭和十六年十月十六日

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件ハ

件

高等学校長宛

〔写筆〕
〔加筆〕

昭和十六年十月十六日

文部省専門学務局長 永井 浩

高等学校入学考查及大学入学試験ニ関スル件ハ本年十月十六日勅令第九百二十四号及文部省令第七十九号ヲ以テ公布相成タル処裏ニ内報致置キタル通昭和十六年度ニ於テハ高等學校ノ卒業線上ハ之ヲ行ハザルモ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ伴ヒ高等学校入学考查並ニ大学入学試験ヲ左記ノ通施行致スベキニ付御了知相成度此段通牒ス

記

今般表記ノ件ニ関シ別紙ノ通各學校長宛通牒相成タル処右管下ニ於テ専門學校ニ準ズル私立學校ニ付テハ文部省令第七十九号第二条ニ依リ修業年限ヲ短縮スルコト相成タルニ付テハ専門學校ノ取扱例ニ準ジ御處理相成度此段通牒ス

追而修業年限ヲ短縮スベキ學校ニ付テハ其ノ校名、学科、卒業スベキ生徒数、位置(所在地)至急御回報相成度

牒 修業年限臨時短縮ニ関スル件／番号／結／年月日 昭一六
一一四／保存年限 ムキ／枚数
〔自大15年至昭16年 館規則總規 文部省⑤ 学校・図書館及博物
3A, 32—5, 2410〕